

## 指定管理者監査

監査対象 ①静岡市急病センター【一般社団法人静岡市静岡医師会】

②静岡市あさはた緑地交流広場【一般社団法人グリーンパークあさはた】

監査期間 令和7年8月20日～令和8年1月8日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、2件の指摘と、3件の指導を行いました。

また、11件の意見を付しました。

### ★指摘事項

#### ・審査基準が公にされていないことについて【一般社団法人グリーンパークあさはた】

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第5条第3項によれば、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬとされています。

しかし、静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）で実施した予備監査の際、指定管理者に静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和2年静岡市条例第80号。以下「交流広場条例」という。）第7条第1項に基づく交流広場における行為の許可申請に対する処分及び交流広場条例第8条第1項に基づく交流広場の施設の利用許可申請に対する処分の審査基準の提示を求めたところ、提示することができませんでした。

#### ・規則に定める受付期間外の行為許可申請書の受付について【一般社団法人グリーンパークあさはた】

静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第86号）第2条第2項の規定によれば、交流広場条例第7条第1項の申請書の受付期間は、当該行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の1月前から行為日の前7日までとされています。

しかし、指定管理者は、令和6年4月21日から令和7年3月16日までの間の行為日（計23日）が含まれる申請書を令和6年3月7日に受け付け、許可書を交付していました。

## ●主な意見

### ・条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について【一般社団法人静岡市静岡医師会】

静岡市急病センター条例（平成15年静岡市条例第175号）第1条では、「救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行う」ことを静岡市急病センター（以下「急病センター」という。）の設置の目的としており、これを達成するための指定管理者における取組評価シートのアウトカム指標は、「急病センターの実施率100%」としています。

その目標どおり、急病センターは、昭和50年11月の開設以来、施設移転時の1日を除き、ほぼ50年にわたり毎夜診療を継続してきました。

この間、前述の感染症等による業務継続が困難となり得る状況もある中、様々な運営の工夫や取組の努力に加え、市内医療関係者の理解と協力の下、診療所や病院の診療時間が終了する準夜帯における初期救急患者に対する応急の診療体制を確保し続け、市民の安全・安心に寄与してきました。

これまで長期にわたり急病センターの安定した運営を行ってきた指定管理者の功績は極めて大きく、高く評価するとともに、これを支えてきた医療関係者の尽力に敬意を表します。

引き続き市が指定管理者と医療機関等との調整、連携を図りながら、急病センターにおける安定した運営を維持し、市民が安心できる確実な初期医療体制が確保されることを望みます。

### ・条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について【一般社団法人グリーンパークあさはた】

交流広場条例第1条では、「麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図る」ことを交流広場の設置の目的としており、指定管理者は、この目的を達成し、施設の効果を高めるために、指定事業（自然環境学習事業、体験農園事業）を実施し、利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施することとされています。

指定管理者は、施設の運営に当たり、交流広場条例で定める施設目的の達成のための定量的なアウトカム指標は定めていないものの、交流広場を公園として「未来につながる緑の遊び場」という場としての魅力を伝え実感してもらうことに重きを置き、指定事業である環境学習や農業体験を通じて、この公園が有する生物の多様性や豊かな水辺環境を活かして発信していくことで、当初遊

具を使う子が多かったのが、籠網を持って農園に向かう子が増えているのを実感するとともに、利用者の意識が徐々に「駐車場と遊具があっていいね」から「緑と触れ合えていいね」というように変わってきていることが、この5年間の成果であると考えているとのことでした。

また、自主事業の中では、サポーター制度（公園ボランティア制度）を改善し、農業体験等において「部活動」という形で触れ合うことにより、子ども達の自主的な活動等が生まれています。このように市民が公園をサービス施設として利用する消費者という形ではなく、「公園と一緒に作っていく」という市民自治の形が利用者の中に芽生え、市民が主体的に公園の活動に関わっていくことで「福祉の増進」に寄与するとともに、イベントなどを通じて様々な方が協力する中で連携が深まっていくことが「地域の活性化」につながっていると考え取り組んでいるとのことでした。

このような新たな公園運営の取組とその成果が芽生え始めている要因の一つに、指定管理者「グリーンパークあさはた」が3団体（一般社団法人静岡市造園緑化協会、認定NPO法人しづおか環境教育研究所、一般社団法人ローカルSDGsネットワーク）により構成されていることがうかがえました。あさはた緑地の公園施設の管理が単なる維持作業にとどまらず、その管理運営を通じて、学び、交流、福祉の多面的な効果が生まれています。一般社団法人造園緑化協会の植生管理に認定NPO法人しづおか環境教育研究所が環境教育の視点を加えることで、刈り残しによる生息地の保全や、刈草を活用したバイオネストなど、自然を活かした学習資源が生まれています。また、一般社団法人ローカルSDGsネットワークが加わることで、人権や福祉、地域連携といった分野横断的なSDGsの視点が運営全体に浸透し、公園が近隣の医療・福祉・子育て支援・教育施設と更につながる“開かれた場”として地域の中で機能し始めています。これらは、いずれか1団体だけでは実現できなかった相乗的な成果であり、新たな公園施設の運営の在り方を提示する取組として評価とともに、今後も相互に学び合い連携を更に強化する中で、役割分担や成果の共有方法を整理し、持続可能な体制として発展していくことを期待します。